

法人税の額から控除される特別控除額に関する
明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名
----------------------------	------------------	-----

別表六の二(二十二) 平二十七・四・一以後終了連結事業年度分

調整前連結税額超過額の計算					
各連結法人の当期税額 控除可能額の合計額	1	(39の①) 円	法人税の額から控除される特別控除額 (1)と(3)のうち少ない金額)	4	円
調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は 別表一の二(三)「2」)	2		調整前連結税額超過額 (1) - (4)	5	
当期税額基準額 (2) × $\frac{90}{100}$	3				

調整前連結税額超過構成額の明細				
措法第68条の15の7 第1項各号の該当号等			当期税額控除可能額	調整前連結税額超過構成額
			①	②
第1号 (平成27年改正前の第1号)	前期繰越分計	6	別表六の二(二十二)付表「5の①」 円	別表六の二(二十二)付表「5の②」 円
		7	別表六の二(二十二)付表「6の①」	別表六の二(二十二)付表「6の②」
	当期分	8	別表六の二(三)「12」	
		9	別表六の二(三)「19」	
第2号 (平成27年改正前の第2号)	前期繰越分計	10	別表六の二(二十二)付表「9の①」	別表六の二(二十二)付表「9の②」
	当期分	11	別表六の二(四)「8」	
第3号	当期分	12	別表六の二(五)「10」	
第4号	当期分	13	別表六の二(六)「19」	
第5号	前期繰越分計	14	別表六の二(二十二)付表「12の①」	別表六の二(二十二)付表「12の②」
	当期分	15	別表六の二(八)「25」	
第6号	前期繰越分計	16	別表六の二(二十二)付表「15の①」	別表六の二(二十二)付表「15の②」
	当期分	17	別表六の二(九)「37」	
		18	別表六の二(九)「41」	
第7号	前期繰越分計	19	別表六の二(二十二)付表「20の①」	別表六の二(二十二)付表「20の②」
	当期分	20	別表六の二(十)「26」	
第8号	前期繰越分計	21	別表六の二(二十二)付表「23の①」	別表六の二(二十二)付表「23の②」
	当期分	22	別表六の二(十二)「26」	
第9号	前期繰越分計	23	別表六の二(二十二)付表「26の①」	別表六の二(二十二)付表「26の②」
	当期分	24	別表六の二(十三)「26」	
第10号	当期分	25	別表六の二(十四)「23」	
第11号	当期分	26	別表六の二(十五)「10」	
		27	別表六の二(十五)「18」	
		28	別表六の二(十五)「24」	
第12号	前期繰越分計	29	別表六の二(二十二)付表「29の①」	別表六の二(二十二)付表「29の②」
	当期分	30	別表六の二(十七)「25」	
第13号	当期分	31	別表六の二(十八)「16」	
第14号	当期分	32	別表六の二(十九)「20」	
第15号	前期繰越分計	33	別表六の二(二十二)付表「34の①」	別表六の二(二十二)付表「34の②」
平成24年改正前の第7号	当期分	34	別表六の二(十一)「26」	
平成27年改正前の第10号	当期分	35	別表六の二(十六)「15」	
震災特例法第25条の2第2項若しくは第3項、第25条の2の2第2項若しくは第3項又は第25条の2の3第2項若しくは第3項	前期繰越分計	36	別表六の二(二十二)付表「39の①」	別表六の二(二十二)付表「39の②」
	当期分	37	別表六の二(二十)「26」	
震災特例法第25条の3第1項、第25条の3の2第1項又は第25条の3の3第1項	当期分	38	別表六の二(二十一)「17」	
合 計		39		(5)

別表六の二（二十二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の7（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の4第1項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は平成27年改正前の措置法（以下「平成27年旧措置法」といいます。）第68条の15の7（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（平成27年旧措置法第68条の9第1項から第3項まで、第6項若しくは第7項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（平成27年旧措置法第68条の9の2第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は第68条の15の3第2項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）に係る部分に限り
ます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「調整前連結税額超過構成額②」の各欄には、「調整前連結税額超過額5」に記載された金額が措置法第68条の15の7第1項に規定する控除可能期間の最も長いものから順次成るものとした場合に同項又は平成27年旧措置法第68条の15の7第1項に規定する調整前連結税額超過額を構成する部分の金額を記載します。
- 3 「25」から「28」までの各欄は、地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第 号）の施行の日の前日までに終了する連結事業年度にあつては、次によります。
 - (1) 「25」、「27」及び「28」の各欄は、記載を要しません。
 - (2) 「26」の各欄の記載に当たっては、「別表六の二(十五)「10」とあるのは、「別表六の二(十四)「20」として記載します。